

第58号議案

蒲郡市個人情報保護条例の一部改正について

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第2条第2号ただし書中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び議会」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第5条までにおいて同じ。)」を加える。

第7条の見出し中「個人情報」を「特定個人情報以外の個人情報」に改め、同条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部において特定個人情報を利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務に

おける特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定により特定個人情報を自ら利用する場合に準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第8条中「ものに個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第10条第1項中「は、個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第12条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第17条までにおいて同じ。)」を加える。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)」を加える。

第15条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第19条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条、第21条及び第21条の2において同じ。)」を加える。

第21条の4を第21条の5とする。

第21条の3第2項中「第7条」の次に「、第7条の2若しくは第7条の3」を加え、同条を第21条の4とする。

第21条の2第1項中「係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第2項中「保有個人情報の利用の停止又は提供の停止」を「第1項の規定による利用の停止又は提供の停止及び前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法

令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第21条の2を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、前条第2項の決定（以下「訂正決定」という。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第22条第1項中「係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第25条中「第21条の4」を「第21条の5」に改め、「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次条において同じ。)」を加える。

第27条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第30条までにおいて同じ。)」を加える。

第32条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「第21条の2」を「第21条の3」に改め、同条第3項中「第21条の2から第21条の4」を「第21条の3から第21条の5」に改める。

第2条 蒲郡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第7条の2第1項中「ために特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第17条第2項第2号中「又は写しの交付」を「若しくは写しの交付又は当該磁気テープ等の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」に改める。

第21条の2中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。))」を加える。

第21条の3第2項中「する保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条中蒲郡市個人情報保護条例第2条第3号の改正規定は、公布の日から、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。